

令和8年度新規実施事業について

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施

1. 制度の概要

こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、月一定利用時間の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に通園できる制度で、令和7年度から児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定されました。

令和8年度からは同支援法に基づく新たな給付制度として、全ての自治体で実施することとされています。

2. 実施内容 ※現時点での案

項目	内 容
利用対象	0歳6か月から満3歳までの未就園児
利用時間	月一定時間の利用可能枠(月10時間上限)
利用料	1時間当たりの利用料 その他世帯 300円 市町村民税非課税世帯 150円 ※母子家庭等で市町村民税非課税世帯を含む 生活保護世帯 0円
利用・予約方法	保護者は、利用登録後、国が基盤整備する予約システムを活用し、予約を行う。
実施方式	一般型(在園児合同)又は余裕活用型 ※入所児童と同じ部屋で実施
実施場所	令和8年度は溝口保育所で実施する。 令和9年度以降は利用定員の空き状況や職員の配置状況を勘案して他の保育所での実施も検討する。

3. こども計画との関係

令和6年度策定のこども計画において、事業に係る量の見込み・確保方策を設定しています。「第3期子ども・子育て支援事業計画」部分に記載しています。

【参考1】乳児等のための支援給付対象区分

こども誰でも通園制度は、未就学児への支援のあり方として、就労要件がある保育所や認定こども園、就労要件はないものの年齢要件がある幼稚園のいずれにも対象とならなかったこどもを対象とした制度です。



【参考2】こども誰でも通園制度と一時保育との関係

	こども誰でも通園制度	一時保育
対象児童	0歳6か月から満3歳までの未就園児	家庭での保育が一時的に困難となった保育所等に通っていない満1歳から小学校就学前までの児童
事業の目的	・良質な生育環境の整備 ・保護者の多様な働き方やライフスタイルに合う支援の強化	・保護者の子育てにかかる負担軽減 ・乳幼児の一時的な預かりと必要な保護の実施
利用時間	1か月当たり10時間以内 ※1時間単位で利用可	週3日以内で半日又は1日の利用
利用料	1時間当たり その他世帯 300円 市町村民税非課税世帯 150円 生活保護世帯 0円	半日:1,000円、1日:2,000円 ※給食を必要とするときは200円を増額 ※生活保護世帯は全額免除